

## 根室市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営及び公正、中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、根室市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 運営協議会は、市長の協議に応じて、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの設置、運営及び評価に関すること。
- (2) 地域における多機関ネットワークの形成に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認める事項。

### (組織)

第3条 運営協議会は、根室市介護保険事業運営委員会施行規則（平成12年根室市規則第12号）（以下「規則」という。）第5条により委嘱された委員が兼ねて組織するものとする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は、規則第4条により選出された者とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、介護福祉課において行う。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年1月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。